

議案第 1 1 9 号

三豊市プロポーザル審査委員会設置条例の制定について

三豊市プロポーザル審査委員会設置条例を次のように定める。

平成 2 4 年 1 2 月 4 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市プロポーザル審査委員会設置条例

(設置)

第1条 本市が発注する高度な技術又は専門的な知識を必要とする業務の契約に当たり、企画又は技術に関する提案を求め、提案内容及び業務遂行能力が最も優れた者（以下「最優秀提案者」という。）を選定するプロポーザル方式による審査を厳正かつ公平に実施するため、三豊市プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この条例において「市長等」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

(業務)

第3条 委員会は、最優秀提案者の選定に関し、市長等の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議し、その結果を市長等に答申する。

- (1) プロポーザル実施要領に関すること。
- (2) 最優秀提案者を決定するための審査基準に関すること。
- (3) 企画又は技術に関する提案書等の審査及び評価に関すること。
- (4) 最優秀提案者の決定に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長等が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市職員
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長等が適当と認める者

3 委員の任期は、前条各号に規定する事項について、その結果を市長等に答申した日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、その業務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(中立の保持)

第9条 委員は、そのプロポーザルに参加する者に対して、特定の者の利益又は不利益となる行為をしてはならない。

(報酬及び費用弁償)

第10条 委員の報酬及び費用弁償は、三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年三豊市条例第55号）の規定による。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、プロポーザル方式による業務の発注を行う部署において処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長等が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年1月1日から施行し、同日以後に実施するプロポーザル方式による業務について適用する。

(最初の委員会の招集)

- 2 委員会の会議については、委員長が選任されるまでの間は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長等が招集する。

(三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

「
別表中

三豊市水道事業運営協議会委員	日額 8,000
----------------	----------

 を
」

「

三豊市水道事業運営協議会委員	日額 8,000
三豊市プロポーザル審査委員会委員	日額 8,000

 に改める。
」

【議案第119号関係】

三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年三豊市条例第55号)
一部改正 新旧対照表(抄)
《三豊市プロポーザル審査委員会設置条例附則第3項による改正》

改正後 (案)		現 行	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
(単位：円)		(単位：円)	
区分	報酬額	区分	報酬額
(略)		(略)	
文化財保護審議会委員	日額 8,000	文化財保護審議会委員	日額 8,000
宗吉かわらの里展示館運営協議会委員	日額 8,000	宗吉かわらの里展示館運営協議会委員	日額 8,000
少年育成センター運営協議会委員	日額 8,000	少年育成センター運営協議会委員	日額 8,000
学校給食検討委員会委員	日額 8,000	学校給食検討委員会委員	日額 8,000
三豊市水道事業運営協議会委員	日額 8,000	三豊市水道事業運営協議会委員	日額 8,000
三豊市プロポーザル審査委員会委員	日額 8,000	選挙長	国会議員の選挙等
選挙長	国会議員の選挙等	開票管理者	の執行経費の基準
開票管理者	の執行経費の基準	投票所の投票管理者	に関する法律(昭和
投票所の投票管理者	に関する法律(昭和	期日前投票所の投票管理者	25年法律第179号)
期日前投票所の投票管理者	25年法律第179号)	選挙立会人	に準じて、選挙管
選挙立会人	に準じて、選挙管	開票立会人	理委員会委員長が
開票立会人	理委員会委員長が	投票所の投票立会人	市長と協議して定
投票所の投票立会人	市長と協議して定	期日前投票所の投票立会人	める額
期日前投票所の投票立会人	める額	上記以外の非常勤の委員等	職務の内容によ
上記以外の非常勤の委員等	職務の内容によ		り、任命権者が市
	長と協議して定め		長と協議して定め
	る額		る額
備考 別表中報酬額を日額で定める委員が、4時間に満たない委員会等に出席した場合の報酬額は、当該報酬日額の半額とする。		備考 別表中報酬額を日額で定める委員が、4時間に満たない委員会等に出席した場合の報酬額は、当該報酬日額の半額とする。	